

令和7年度

償却資産の申告の手引

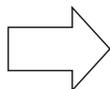
市税につきましては、平素より御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。調布市内に償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在所有されている資産について申告していただくことになります。（地方税法第383条）
つきましては、この手引をお読みいただき申告書等を作成の上、期限までに御提出くださいますようお願いいたします。

申告期限 令和7年1月31日（金）

申告書への個人番号の記入は不要です。（P15 参照）

『前年中に資産の増減がなかった方』
『該当資産を所有されていない方』
『廃業等された方』
上記の方についても申告書の提出をお願いします。

申告書の右下〔簡易申告〕欄で該当する番号を「○」で囲んでください。



〔簡易申告〕	
下記の事項に該当する方は番号を「○」で囲んでください。 （この欄に記入された方は金額・価額欄及び種類別明細書の記入は必要ありません。）	
1.	資産の増減はありません。
2.	該当資産はありません。
3.	年 月 日廃業しました。
4.	年 月 日 _____ へ 市外転出しました。

申告書の提出先及び問い合わせ先

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1
調布市 市民部 資産税課
家屋償却資産係 償却資産担当
電話 042 (481) 7207 (直通)
FAX 042 (489) 6412

※ この手引は令和6年10月現在において作成しております。

調 布 市

◆ 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもの（これに類する資産で、法人税又は所得税を課されない方が所有するものも含まれます。）をいいます。

（償却資産の種類別具体例）

資産の種類	固定資産税における償却資産
1 構 築 物	屋外駐車場の舗装路面、庭園、緑化施設・門及び塀等の外構工事、広告設備、テニスコート、屋外プール、ゴルフ練習場のネット設備・芝生等、その他土地に定着する土木設備等、建築設備・造作等（P.4「家屋と償却資産の区分表」参照）
2 機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、工場等における発・変電設備、立体駐車場の機械装置等
3 船 舶	ボート、遊覧船等
4 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「0, 00 から 09 及び 000 から 099」, 「9, 90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、動力運搬車、フォークリフト、手押車等（ 自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く。 ）
6 工 具 ・ 器 具 品 及 び 備 品	事務用機器（パソコン、コピー機、ファクシミリ等）、家具（事務机、応接セット等）、広告看板、陳列ケース、自動販売機、測定・検査工具、金型、コンテナ、金庫、理容及び美容機器、医療機器、娯楽機器等

（注）特許権、電話加入権、ソフトウェアその他無形減価償却資産は除きます。

◆ 課税対象となる償却資産の範囲

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。次に掲げるものも償却資産に含まれますので申告漏れのないよう御注意ください。

- ㊦ 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ㊧ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ㊨ 遊休又は未稼働の資産
- ㊩ 職員の福利厚生の用に供している資産
- ㊪ 耐用年数が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別償却している資産 ※ただし、耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）、取得価額が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているものは、課税客体とはなりません。
- ㊫ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
- ㊬ 改良費（新たな資産の取得とみなして、本体と独立して取り扱います。）

◆ 業種別の主な償却資産

※下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

業種	主な償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ファクシミリ、ルームエアコン、事務机、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、看板、LAN設備、舗装路面、駐車場設備、建築設備・造作（次頁の「家屋と償却資産の区分表」参照）等
製造業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	印刷機、製版機、裁断機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車等（自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く。）
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、日よけ等
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌設備、サインポール等
医（歯科）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包設備等
不動産貸付業	門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、中央監視制御装置、受変電設備、発電機設備、屋外給排水設備等
駐車場業	舗装路面、機械式駐車設備（ターンテーブル等）、駐車料金自動計算装置、受変電設備等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等

◆ 家屋と償却資産の区分

1 建築設備（附帯設備）等に係る家屋と償却資産の区分は、家屋と建築設備等との所有関係や、建築設備の性格等に応じて原則的に次のようにして取り扱います。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの、単に移動、転倒を防止する程度に家屋に取り付けられたもの等については、償却資産として取り扱います。（次頁の「家屋と償却資産の区分表」参照）

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人等の方が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人等の方が償却資産として申告してください。（地方税法第343条第10項及び調布市税賦課徴収条例第50条第8項）

2 家屋と償却資産の区分表

※下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			○		○
		屋内設備一式		○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
		上記以外の設備		○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○		○
		配管・配線、端子盤等		○			○
	L A N 設備	設備一式			○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○		○
		配管・配線等		○			○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等		○			○
	監視カメラ（I T V）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器			○		○
配管・配線等			○			○	
避雷設備	設備一式		○			○	
火災報知設備	設備一式		○			○	
盗難非常通報装置	設備一式		○			○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備		○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○	
衛生設備	屋内の配管等		○			○	
消火設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○			○	
空調設備	空調設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○	
		消火栓設備、スプリンクラー設備等		○		○	
	換気設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○		○	
その他の設備等	自動車管制装置	上記以外の設備		○		○	
		上記以外の設備		○		○	
	駐車場設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
		上記以外の設備		○			○
	運搬設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○			○
工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			○			○	
厨房設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等		○			○	
	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○		○	
	上記以外の設備		○			○	
		洗濯設備、冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、P O S システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○		○	

◆ 申告していただく方

令和7年1月1日（賦課期日）現在、調布市内に所在する償却資産（事業用資産で、自己所有のほか、調布市内で他人に貸し付けているものも含む。）を所有している法人又は個人の方。

また、廃業、解散、合併、市外転出等をされた方及び該当資産を所有されていない方もその旨を申告してください。（申告書の〔簡易申告〕欄もしくは備考欄にその旨を御記入ください。）

- ※ 今回「該当資産なし」の申告をされた方については、来年度以降は申告書を送付いたしません。ただし、前年中に償却資産を取得した場合は申告が必要となりますので、資産税課まで御連絡ください。
- ※ 償却資産を共有で所有されている方は、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有名義で申告していただく必要があります。
- ※ 企業電算処理で申告される方については、令和7年1月1日現在に所有する償却資産のすべてについて評価額を計算し、**全資産の明細書を必ず御提出ください。**

◆ 申告期限

令和7年1月31日（金）です。

◆ 申告方法

<提出書類>

申告していただく方	提出様式		
	償却資産申告書 第26号様式	種 類 別 明 細 書	
		増加資産・全資産用 (別表1)	減少資産・修正資産用 (別表2)
初めて申告される方	○	○	
資産の増減・修正がない方	○		
資産の増加がある方	○	○	
資産の減少がある方	○		○
資産の修正がある方	○		○
廃業または市外転出された方	○		
該当資産のない方	○		

※ 記入方法については、P.14～「申告書の作成方法」を御参照ください。

◆ その他〔お願い〕

- 1 申告書は資産税課まで御持参いただくか、又は郵送してください。
また電子申告（^{エルタックス}e L T A X）の御利用が可能です。（裏表紙参照）
なお、郵送にて申告される方で、控の返送を御希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いいたします。
※ 郵送の場合、裏表紙に印刷してあります宛先を切り取って御利用ください。
- 2 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は調布市ホームページよりダウンロードできます。

調布市 償却資産とは 検索

書類の郵送が必要な場合は、資産税課まで御連絡ください。

調布市で配布する申告書以外を使用して申告される場合は、調布市から送付した申告書を添付して提出くださるようお願いいたします。

御注意ください！

正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法第386条及び調布市税賦課徴収条例第68条の規定により過料に処され、また虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

◆ 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供の御依頼、実地調査を行っておりますので、その際は御協力をお願いいたします。

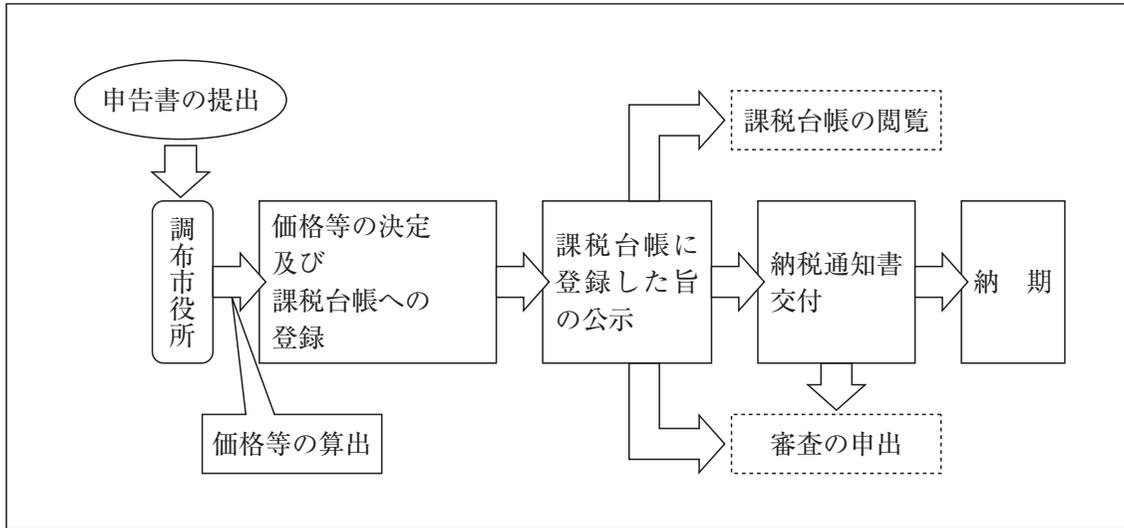
また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので御了承ください。

◆ 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、御了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は1回となります。

◆ 申告から課税までのながれ



◆ 評価額及び課税標準額

1 評価額

償却資産の評価額は、賦課期日（令和7年1月1日）現在の調布市内に所在する償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき一資産ごとに算出します。

<評価額の算出方法>

評価額の算出は、1年目については取得月に関係なく半年償却を行います。

- ◎ 前年中に取得した資産の評価額

$$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right) = \text{取得価額} \times \text{A (注①)}$$

- ◎ 前年前に取得した資産の評価額

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{前年度の評価額} \times \text{B (注②)}$$

※ 減価率については、「固定資産評価基準」別表第15に掲げる耐用年数に応ずる減価率です。

注① A：半年分の減価残存率で、減価残存率表（P.8）のA欄の率です。

注② B：1年分の減価残存率で、減価残存率表（P.8）のB欄の率です。

※ 評価額の最低限度は、取得価額の100分の5です。

<計算例>

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額
事務机 (木製)	R6年 6月	300,000 円	8年	0.250	$300,000 \text{円} \times \frac{(1 - 0.250 / 2)}{2} = \underline{262,500 \text{円}}$ (R7年度評価額) ↓ 減価残存率表のA欄の0.875を使用
駐車場 アスファルト 舗装	R5年 10月	3,500,000 円	10年	0.206	$3,500,000 \text{円} \times (1 - 0.206 / 2) = 3,139,500 \text{円}$ (R6年度評価額) $3,139,500 \text{円} \times (1 - 0.206) = \underline{2,492,763 \text{円}}$ (R7年度評価額)

<減価残存率表>

耐用年数	耐用年数に 応ずる 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に 応ずる 減価率	減価残存率	
		前年中取得 のもの (A)	前年前取得 のもの (B)			前年中取得 のもの (A)	前年前取得 のもの (B)
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926
12	0.175	0.912	0.825	35	0.064	0.968	0.936
13	0.162	0.919	0.838	40	0.056	0.972	0.944
14	0.152	0.924	0.848	45	0.050	0.975	0.950
15	0.142	0.929	0.858	46	0.049	0.975	0.951
16	0.134	0.933	0.866	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	60	0.038	0.981	0.962

2 価格の決定

評価額が**決定価格**となります。

3 課税標準額

課税標準額は、令和7年1月1日現在の償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録された額です。課税標準額の特例の適用を受ける資産がある場合は、適用後の額が課税標準額になります。

◆ 税額の算出及び納税通知書の交付(課税)

税額は、課税標準額(1,000円未満切り捨て)に税率を乗じて算出します(100円未満切り捨て)。納税通知書は4月下旬に交付します。

税率・・・・・・ $\frac{1.4}{100}$ (例) 課税標準額が150万円の場合、年税額は21,000円です。

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

なお、150万円未満となるかどうかは、当市で計算をした結果によりますので、償却資産の多少にかかわらず御申告ください。**免税点未満の場合には、納税通知書を交付しません。**

◆ 納期

年税額は、通常4回の納期(5月、7月、12月、翌年の2月)までに納めていただくこととなります。

◆ 償却資産課税台帳の閲覧と審査の申出

申告書及び調査に基づいて決定された償却資産の価格等は、償却資産課税台帳に登録されます。課税台帳は令和7年4月1日（火）から所有者の閲覧に供します。この価格に不服のある方は、市が固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までに、文書をもって調布市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

◆ 非課税とされる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、「非課税申告書」に必要事項を御記入の上、添付書類とともに御提出ください。

◆ 課税標準額の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2及び同法附則56条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準額が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、「課税標準の特例適用申請書」に必要事項を御記入の上、添付書類とともに御提出ください。

◆ 耐用年数の短縮又は増加償却等を適用した償却資産

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に、耐用年数の短縮又は増加償却等の適用を受けた償却資産がある場合には、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上と同じ取扱いに準じて評価額が算出されます。

なお、**租税特別措置法に規定する特別償却・割増償却又は圧縮記帳は、固定資産税上認められておりません**ので御注意ください。

◆ 税額の減免制度について

地方税法第367条の規定に基づき、調布市税賦課徴収条例第65条、調布市市税減免基準に規定する一定の要件を備えた償却資産は、納期限までに必要書類を添えて市長へ申出を行えば、税額の全部又は一部が免除されます。該当する方は、「減免申請書」に必要事項を御記入の上、添付書類とともに御提出ください。

◆ 国税との主な違い

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	<平成19年3月31日以前に取得> 旧定率法，旧定額法の選択制度 ----- <平成19年4月1日以後に取得> 定率法，定額法の選択制度	原則として旧定率法 ※
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1 / 2）
圧縮記帳の制度	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます。	認められません。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5 ※
改良費の評価方法	原則，区分評価 （ただし，一部合算評価も可）	区分評価
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例 （租税特別措置法）	認められます。	金額にかかわらず，認められません。

※ 平成19年度の税制改正に伴い，国税において減価償却制度が見直されましたが，固定資産税の償却資産については，資産課税としての性格を踏まえ，旧定率法での計算方法が維持され，最低限度は取得価額の100分の5となります。

◆ 主な減価償却資産の耐用年数表

構築物（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一」より抜粋）

構造又は用途	細目	耐用年数
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
塀	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	15
	石造のもの	35
	土造のもの	20
	金属造のもの、木造のもの	10
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石造のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
	ビチューマルス敷のもの	3

器具及び備品（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一」より抜粋）

構造又は用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務椅子及びキャビネット	主として金属製のもの 15 その他のもの 8
	応接セット	接客業用のもの 5 その他のもの 8
	ベッド	8
	陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの 6 その他のもの 8
	その他の家具	接客業用のもの 5 その他のもの 主として金属製のもの 15 その他のもの 8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー、その他の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のもの除く）	4
	食事又は厨房用品	陶磁器製又はガラス製のもの 2 その他のもの 5

構造又は用途	細目	耐用年数
事務機器及び 通信機器	電子計算機 パーソナルコンピューター（サーバー用のものは除く） その他のもの	4 5
	複写機， 計算機（電子計算機を除く）， 金銭登録機， タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	テレタイプライター及びファクシミリ	5
看板及び広告 器具	看板， ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	1 0 5

機械及び装置（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第二」より抜粋）

設備の種類	細目	耐用年数
印刷業又は印刷関連業用 設備	①デジタル印刷システム設備	4
	②製本業用設備	7
	③新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備	3 1 0
	④その他の設備	1 0
⑤洗濯業、理容業、美容業 又は浴場業用設備		1 3
	⑥機械式駐車設備	1 0

申告書の作成方法

〔償却資産申告書の記入方法〕 … 緑色の用紙

この申告書は、申告すべき償却資産の有無にかかわらず、
また、償却資産に増加・減少がない場合にも御提出ください。

※該当資産の有・無にかかわらず、申告をお願いします。

第二十六号様式 提出用

令和7年 1月 20日 令和7年度 **提**

受付印 調布市長様 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

	1 住所 ① 〒182-8511 ちょうふしこじまちよう 調布市小島町 2-35-1 (事務所の移転 有・無) (電話 042-481-7207)	3 個人番号又は法人番号	4 事業種目(資本金等の額) ④ 不動産業 (70 百万円)	8 短縮耐用年数の承認 有・無
	2 氏名 ② (株)償却ホームズ ちょうふ たろう 代表取締役 調布 太郎 (屋号)	5 事業開始年月 ⑤ 53年 2月	6 この申告に該当する者の氏名 ⑥ 経理課 布田 花子 (電話 042-481-7207)	9 増加償却の届出 有・無
		7 税理士等の氏名 ⑦ 税理士 柴崎 三郎 (電話 042-481-7208)	10 非課税該当資産 有・無	11 課税標準の特例 有・無
			12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法
			14 青色申告 有・無	

資産の種類	取		得		計 ((イ)-(ロ)+(ハ))
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	額	
1 構築物	12,000,000	2,000,000	3,170,000	13,170,000	
2 機械及び装置	5,075,000			5,075,000	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	4,630,000	750,000	1,458,000	5,338,000	
7 合計	67,380,000	2,750,000	4,628,000	69,258,000	

15 調布市内における事業所等資産の所在地

① 調布市 小島町 2-35-1

② 調布市 西つづじヶ丘 3-19-1

③ 調布市

16 借用資産 ⑩ (有・無) 償却リース(株)

17 事業所用家屋の所有区分 ⑪ (自己所有) (借家)

18 備考(添付書類等) ⑫ 令和6年7月1日に商号変更しました。(旧)償却タウン (新)償却ホームズ

〔簡易申告〕
 下記の事項に該当する方は番号を「○」で囲んでください。
 (この欄に記入された方は金額・価額欄及び種類別明細書の記入は必要ありません。)

1. 資産の増減はありません。
 2. 該当資産はありません。
 3. 年 月 日廃棄しました。
 4. 年 月 日 市外転出しました。

欄	記入のしかた	留意事項
申告年月日	申告書を提出する年月日を記入してください。	
お客様番号	当市以外の申告書で申告する場合は、お客様番号・発送番号を記入してください。	お客様番号・発送番号は必ず両方とも記入してください。
①	住所(又は納税通知書送付先)及び電話番号を正確に記入し、ふりがなを付してください。また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記入してください。	当市で把握している方については印字しております。(ただし、代表者の方の氏名・屋号等は記入してください。また、印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。
②	氏名を記入し、ふりがなを付してください。なお、法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。屋号があれば記入してください。	住所(又は納税通知書送付先)を変更される場合、事務所の移転の有無について○を記入してください。

③	法人にあっては13桁の法人番号を記入してください。 個人の方は記入不要です。 償却資産を共有されている方は記入不要です。	
④⑤⑥⑦	記入漏れのないようにしてください。	
⑧	該当する事項を「○」で囲んでください。	
⑨	調布市内における償却資産の所在地を記入してください。この場合、所在地が2以上ある時は、それぞれの所在地を記入し、その主たる所在地の番号を「○」で囲んでください。	
⑩	借用資産の有無について「○」で囲んでください。	借用資産がある場合は、貸主の名称等を記入してください。
⑪	該当する事項を「○」で囲んでください。	事業所用家屋がある場合には、所有区分ごとに「15. 調布市内における事業所等資産の所在地」の該当番号を付記してください。
⑫	次のような事項を記入してください。 <ul style="list-style-type: none"> ◎社名変更や資産の継承等修正があった場合の具体的な内容 ◎「短縮耐用年数承認書の写」, 「増加償却の届出書の写」等添付した書類の名称 ◎課税標準の特例適用資産又は非課税資産を所有されている場合は、その届出書等の名称 ◎納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名 ◎その他この申告に必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 資産の増減がない場合 2. 該当資産がない場合 3. 事業を廃止した場合 4. 事業所を市外転出した場合 以上のような場合には右下の〔簡易申告〕欄で該当する番号に「○」をつけてください。
⑬	前年前に取得 した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。なお、初めて申告する方は、この欄は記入しないでください。	申告済償却資産がある方については申告に基づいて印字しております。
⑭	前年中に減少 した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。なお、初めて申告する方は、この欄は記入しないでください。	
⑮	前年中に取得 した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。なお、初めて申告する方は前年前、前年中の区分をせず、申告する資産の取得価額の合計額をこの欄に記入してください。	合計額の欄は増加資産用の種類別明細書の取得価額の合計額と同じです。
⑯	(イ) - (ロ) + (ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。なお、初めて申告する方は、⑮の取得価額をそのまま転記してください。	

増加資産を申告する

〔種類別明細書（増加資産用）の記入方法〕 … 緑色の用紙

今までに申告したことのある方で、その後、増加した償却資産がある方は、「増加資産」を「○」で囲み、御提出ください。

- ② (1) 令和7年1月1日現在において、申告済償却資産明細書と比較して増加しているもの（申告漏れを含む。）のみを御記入ください。
- (2) 企業電算処理で申告される方は増加資産のみでなく全資産の明細書を御提出ください。

初めて申告される方は、「全資産用」を「○」で囲み、全資産の明細書を御提出ください。

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

お客様番号	送付番号
所 有 者 名	
① (株)償却ホームズ	② 1枚のうち 1枚目

第二十六号様式別表（提出用）

行 番 号	* 資産 の 種 類 ③	資産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等 ④ ↓書き始め	数 量 ⑤	取得年月 ⑥ 取得した 年 月 日			取得 価 額 ⑦ 円	耐 用 年 数 ⑧	* 減 価 残 存 率 ⑨	* 価 額 ⑩ 円	* 課 税 標 準 額 ⑪ 円	* 課 税 標 準 額 ⑫ 円	* 増 加 事 由 ⑬	* 補 正 コ ー ド ⑭	* 非 課 税 コ ー ド ⑮			
					年	月	日										千	百	十
01	1		マンション外構工事		1	5	0	6	0	3	25	0	0	0	0	1	5		
02	1		駐車場アスファルト舗装		1	5	0	6	0	3	6	7	0	0	0	0	1	0	
03	6		パソコン		2	5	0	6	0	5	2	9	8	0	0	0	4		
04	6		応接セット一式		1	5	0	6	0	8	1	1	6	0	0	0	0	8	
05											0								
06											0								
07											0								
08											0								
09											0								
10											0								
11											0								
12											0								
13											0								
14											0								
15											0								
16											0								
17											0								
18											0								
19											0								
20											0								
小 計					5						46	2	8	0	0				

注意「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印をつけてください。

欄	記入のしかた	留意事項
①	氏名又は名称を記入してください。	
②	明細書のうち、何枚目と記入してください。	
③	「1. 構築物」・「2. 機械及び装置」・「3. 船舶」・「4. 航空機」・「5. 車両及び運搬具」・「6. 工具・器具及び備品」に対応する番号を記入してください。	
④	資産の名称等を記入してください。 漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベット・数字で記入ができます。	カタカナ書きをする必要はありません。
⑤	償却資産の数量を記入してください。	
⑥	償却資産を実際に取得した年月を記入してください。	年号「3」は昭和、「4」は平成、「5」は令和です。
⑦	償却資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費を含む。）を記入してください。 なお、圧縮記帳は、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた取得価額を記入してください。	
⑧	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記入してください。なお、中古資産について見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。 耐用年数5年ならば、5と書いてください。
⑨	欄外下段の「注意」により当該番号を「○」で囲んでください。	

減少資産・修正資産を申告する

〔種類別明細書(減少資産・修正資産用)の記入方法〕… 赤色の用紙

今までに申告したことのある方で、その後、減少した償却資産・修正すべき償却資産がある方のみ御提出ください。

- ⑨ (1) 令和7年1月1日現在において、同封の申告済償却資産明細書と対比し、減少しているもの・修正すべきものを御記入ください。
 (2) 初めて申告される方は提出の必要はありません。

種類別明細書 (減少資産・修正資産用)

お客様番号	発行番号
所有者名	
① (株)償却ホームズ	② 1枚のうち修正区分
	1枚目 9

第二十六号様式別表二(提出用)

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少・修正の事由及び区分		適要			
					年	月	日				1 売却	2 減失		3 移動	4 その他	1 全部
01		13611001102	コンクリート舗装	1	3	6	00	9	20	00	00	00	1	5	1・②・3・4 ①・2	
02		64118001110	パソコン	2					5	00	00	00	1	0	1・②・3・4 1・②	5台のうち3台減失 1,250,000円から500,000円に変更
03		64211001105	コピー機B										1	2	1・2・3・④ 1・2	「コピー機A」より名称変更
04		24116001101	機械式駐車場設備						1	0			1	2	1・2・3・④ 1・2	※ 省令改正による
05													1	2	1・2・3・4 1・2	
06													1	2	1・2・3・4 1・2	
07													1	2	1・2・3・4 1・2	
08													1	2	1・2・3・4 1・2	
09													1	2	1・2・3・4 1・2	
10													1	2	1・2・3・4 1・2	
11													1	2	1・2・3・4 1・2	
12													1	2	1・2・3・4 1・2	
13													1	2	1・2・3・4 1・2	
14													1	2	1・2・3・4 1・2	
15													1	2	1・2・3・4 1・2	
16													1	2	1・2・3・4 1・2	
17													1	2	1・2・3・4 1・2	
18													1	2	1・2・3・4 1・2	
19													1	2	1・2・3・4 1・2	
20													1	2	1・2・3・4 1・2	
小計																

欄	記入のしかた	留意事項
①	氏名又は名称を記入してください。	
②	明細書のうち、何枚目と記入してください。	
③④ ⑤⑦ ⑨	<p>減少した資産又は修正の必要な資産について、申告済償却資産明細書を御覧になって記入してください。</p> <p>※ 耐用年数省令の改正で耐用年数を変更する場合は、「耐用年数」欄に<u>改正後の耐用年数</u>を記入してください。</p>	
⑥	<p>数量は、<u>修正後の数量</u>を記入してください。</p> <p>従って、数量が5台あって3台減少する場合には、「2」と記入してください。</p>	
⑧	取得価額につきましては、 <u>修正後の価額</u> を記入してください。	
⑩	該当する番号を「○」で囲んでください。	
⑪	<p>該当する番号を「○」で囲んでください。</p> <p>従って、数量が5台あって3台減少する場合には、減少の区分が「2. 一部」に該当しますので、「2. 一部」を「○」で囲んでください。</p>	
⑫	<p><u>修正等の具体的な内容を記入してください。</u></p> <p>減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には、次の例のように記入してください。</p> <p>(例) 5台のうち3台減失。1,250,000円から500,000円に変更。</p> <p>※ 耐用年数省令の改正で耐用年数を変更する場合は、「耐用年数」欄に<u>改正後の耐用年数</u>を御記入の上、「摘要」欄に「<u>省令改正による</u>」と必ず記入してください。</p>	

◆ 電子申告(エルタックス e L T A X)について

調布市では、平成23年1月4日から地方税ポータルシステム(エルタックス e L T A X)を利用したインターネットによる電子申告ができるようになりました。

e L T A Xにて電子申告を行う場合は、事前に電子証明書を取得された上で、e L T A Xのホームページ(アドレス：<https://www.eltax.lta.go.jp/>)に利用届出(新規)を行っていただき、地方公共団体の審査を受けて、利用者IDを取得する必要があります。(利用者IDは1つ取得すれば、複数の地方公共団体へ申告が可能です。既に利用者IDをお持ちの方は、利用届出の「変更」を行ってください。)

※ 地方税ポータルシステム(エルタックス e L T A X)は、地方税共同機構が運営する地方税の電子化のためのシステムです。

電子申告を御利用いただくにあたっての受付・操作方法等については下記へお問い合わせください。

地方税共同機構

e L T A Xヘルプデスク 電話 0570-081459

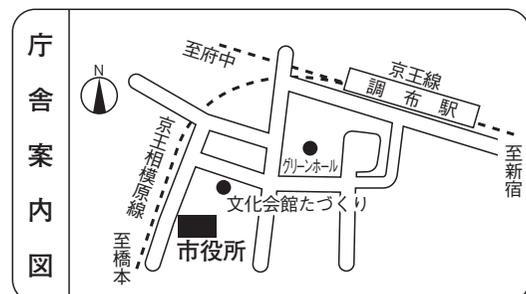
(上記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019)

受付時間 午前9時～午後5時(年末年始及び土日祝日を除く)

e L T A Xホームページ アドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

〒182-8511
東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市 市民部 資産税課
家屋償却資産係
償却資産担当 行



新宿から特急で約15分、京王線調布駅下車、中央口から徒歩約6分です。